

岡山県医療費適正化推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健康の保持の推進及び医療の効率的な提供を図ることを目的として県が行う医療費適正化のための取組を推進するため、岡山県医療費適正化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事項について協議する。

- (1) 岡山県医療費適正化計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (2) 医療に要する費用の調査及び分析に関すること
- (3) 目標実現のために取り組むべき方策に関すること。
- (4) その他医療費適正化の推進のために必要な事項。

2 協議会は、前項の協議を行うに当たっては、岡山県保健医療計画、岡山県介護保険事業支援計画、健康おかやま21（健康増進計画）等の関係計画との調和及び関係機関と連携を図るものとする。

(組織および運営)

第3条 協議会は、保健・医療・介護等の学識経験者及び関係機関の代表者等の委員20名以内で構成し、知事が委嘱又は任命する。

- 2 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、会議の運営上必要な場合は、関係者の出席を求め、説明や意見を聞くことができる。
- 3 協議会は、必要に応じて下部組織を設置することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部医療推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行後の第3条第1項の規定による最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。